

平成 28 年 10 月 31 日

関係部局長 各位

テニユアトラック部会長
松 元 亮 治

テニユア評価基準について（通知）

標記の件について，別添のとおり制定しましたのでお知らせします。

なお，本取扱いについては，今後新たに千葉大学テニユアトラック制による教員を採用する場合に適用し，既に採用されているテニユアトラック教員について対応を求めるものではありません。

学術国際部研究推進課 競争的研究資金係 担当：吉田，松浦 TEL 043-290-2042 E-MAIL kyoso@chiba-u.jp

テニユア評価基準について

学術研究推進機構若手研究者育成部門

テニユアトラック部会

(1) テニユア評価基準の作成について

新たに千葉大学テニユアトラック制によるテニユアトラック教員を採用する場合、原則として採用までの間に、採用部局において別添「テニユア評価基準」の各項目を、論文数や教育実績等、可能な限り具体的にした評価基準を作成し、部局における評価者、関係者及び評価対象者本人に示すとともに、採用後3月以内に当該評価基準をテニユアトラック部会長へ提出するものとする。

また、中間評価及びテニユア付与に係る審査の際は、審査・評価用資料とともに当該評価基準を確認して審査・評価を実施するものとする。

(2) テニユア評価基準における5段階評価の考え方について

『テニユア評価基準』の9項目については、それぞれ5段階（5：極めて優れている、4：優れている、3：平均的レベルにある、2：改善の余地がある、1：劣っている）の評点を付すこととされているが、これらは、評価対象者の分野において、テニユア教員として着任する職位の新任者と比較しての評価とする。